

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- 高齢者の健康維持のためウォーキングを中心としたコースづくりに取り組む。
- コースづくりを通して生涯生きがいづくりや地域高齢者のネットワークづくりへ取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

国土交通省が定める「新しい運賃・料金制度」に基づき、利用者の安全に関わる費用を適切に反映させ、バス事業者が安全・安心な輸送サービスを提供できるよう、充分に協議し契約には書面等による明示・交付等を行います。

① 価格決定方法

車内でお客様に提供するお茶などのサービスは当社で仕入れたものを利用し、また車内清掃についてゴミの持ち帰りなどを利用者に協力を促すことで、運行後のバス事業者の清掃時間の短縮に繋がり、環境に配慮しながらコスト削減を目指すものとする。

② 支払条件等

全てのツアーに、旅客自動車運送事業運輸規則に基づいた運送申込書、運送引受書を取り交わし適正に料金を設定するものとします。

また手形発行は行わず、現金又は指定された銀行口座等に期日までに振込をします。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや旅行業法・旅客運送法に基づいて取引を行い、現地の安全に関する情報等は共有し、個人情報保護法に伴う秘密保持を守り、立場を利用してのノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

バス乗務員の労働基準法に基づくハンドル時間に対し乗務員の旅程中の交代を含め、休憩時間や休憩場所など旅程の管理において協力をします。
また事故や災害時においては、お客様の安全を第一にバス事業者・バス乗務員と連携を取り、保安に努めます。

3. その他（任意記載）

なし

2023年4月21日

カルチャーClub 旅行サロン株式会社

企 業 名

代表

成岡 敏正

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。